

令和 **3** 年度  
2021 年度

# 認定こども園・保育園

## 小規模保育施設・事業所内保育施設

保育を必要とする  
教育・保育給付  
(2号・3号)  
認定用

### 入園申込みのしおり



新年度の  
入園申込みの  
受付は 10 月から  
始まります！

- 葵福祉事務所子育て支援課 < 葵区役所 2 階 >  
〒420-8602 葵区追手町 5-1 TEL054-221-1095・FAX054-221-1097
- 駿河福祉事務所子育て支援課 < 駿河区役所 2 階 >  
〒422-8550 駿河区南八幡町 10-40 TEL054-287-8673・FAX054-287-8805
- 清水福祉事務所子育て支援課 < 清水区役所 1 階 >  
〒424-8701 清水区旭町 6-8 TEL054-354-2358・FAX054-354-3132
- 清水福祉事務所蒲原出張所 < 蒲原支所 1 階 >  
〒421-3211 清水区蒲原新田一丁目 21-1 TEL054-385-7790・FAX054-385-3110

### < 令和 3 年度年齢別クラス >

令和 3 年 4 月 1 日時点の年齢でクラスが決まります。年度途中の申込みでも同様です。

クラス	生 年 月 日	クラス	生 年 月 日
0 歳児	令和 2 年 4 月 2 日 ~	3 歳児	平成 29 年 4 月 2 日 ~ 平成 30 年 4 月 1 日
1 歳児	平成 31 年 4 月 2 日 ~ 令和 2 年 4 月 1 日	4 歳児	平成 28 年 4 月 2 日 ~ 平成 29 年 4 月 1 日
2 歳児	平成 30 年 4 月 2 日 ~ 平成 31 年 4 月 1 日	5 歳児	平成 27 年 4 月 2 日 ~ 平成 28 年 4 月 1 日

## 1 こども園、保育園に入園するには

こども園等に保育の利用申込みをすることができるのは、保護者のいずれもが下表の「保育を必要とする事由」の①~⑧のいずれかに該当し、お子さんを家庭で保育できない場合です。

利用にあたっては、保育の必要性の認定（2号・3号）手続きが必要となります（P2参照）。この認定手続きは、こども園等への利用申込書を兼ねた様式となりますので、認定手続きと同時に利用申込みができます。

保育を必要とする事由	保護者の状況	入園できる期間
① 就労	月 60 時間以上の就労（フルタイムのほかパートタイムや居宅内労働をしている場合を含む）	就労が継続している期間（育児休業中は除く）
② 妊娠・出産	母親が出産間近な状態、又は出産後間がない状態	出産予定日の属する月の前々月の初日から、出産後 8 週間経過した日の属する月の末日まで
③ 疾病・障がい	保護者が疾病で入院している場合や障がいのある場合	疾病等が回復するまで
④ 介護・看護	同居、又は長期入院等している親族の介護・看護が常時必要である場合（月 60 時間以上）	介護・看護の必要がなくなるまで
⑤ 災害復旧	地震、火災、風水害等の災害復旧にあっている場合	復旧が終了するまで
⑥ 求職活動	就労する意思があり、求職活動や起業準備に専念している場合	通常 3 か月間 ※1
⑦ 就学・職業訓練	保護者が大学等に在学している場合や職業能力開発施設等で職業訓練を受けている場合（月 60 時間以上）	在学・訓練期間中
⑧ 虐待・DV防止	児童虐待・DVを防止するために必要な場合 ※2	必要と認められる期間

※1 入園後 3 か月以内に就労証明書を提出してください。なお、引き続き求職活動により入園を希望する場合は、入園中の施設の指示に従い、所定の手続きを行ってください（再度利用調整の対象となり、入園ができない場合もあります）。

※2 保護者等が児童虐待を行っている、又は児童虐待を行う恐れがある場合・DVにより子どもの保育が困難である場合が該当します。

## 2 教育・保育給付認定について（市内にお住まいの方）

認可保育施設の利用にあたっては、お子さんの年齢や保護者の就労状況等により教育・保育給付認定を受ける必要があります。申請に基づき交付される認定証は、入園に必要な書類ですので、大切に保管してください。

### ○認定区分について

認定区分	対象年齢	利用時間・形態	利用できる施設
2号	満3歳以上	「保育標準時間」認定（上限11時間）又は「保育短時間」認定（上限8時間） ※保護者の就労状況等により決定されます。 （下表「保育の必要量について」をご参照ください）	認定こども園・保育園
3号	満3歳未満		認定こども園・保育園 ・小規模保育施設など

※ 認定証の交付は、入園の決定ではありません。

※ 認定証には有効期間がありますので、有効期間満了前に認定の更新等の手続きが必要です（→詳細P7参照）。

※ 各施設の利用時間や対象年齢等については、「施設一覧表」（別紙）をご参照ください。

### ○保育の必要量について

保育を必要とする事由	標準時間・短時間の別	備考
① 就労	標準時間 又は 短時間	標準時間：原則月120時間以上の就労 短時間：原則月60時間以上120時間未満の就労
② 妊娠・出産	原則標準時間	保護者から申請があった場合は短時間も可
③ 疾病・障がい	標準時間 又は 短時間	疾病や障がいの程度、入通院状況等に応じて、個別に判断
④ 介護・看護	標準時間 又は 短時間	常時介護・看護に要する時間（月60時間以上）に応じて、月120時間を境に判断
⑤ 災害復旧	原則標準時間	保護者から申請があった場合は短時間も可
⑥ 求職活動	原則短時間	客観的かつ合理的な理由がある場合に限り標準時間も可
⑦ 就学・職業訓練	標準時間 又は 短時間	就学や職業訓練に要する時間（月60時間以上）に応じて、月120時間を境に判断
⑧ 虐待・DV防止	原則標準時間	保護者から申請があった場合は短時間も可
⑨ 育児休業 ※	原則短時間	客観的かつ合理的な理由がある場合に限り標準時間も可

※育児休業中での新規申し込みはできませんが、在園児は継続入所できます。

## 3 入園の申込みについて

申込みに必要な書類は、第一希望の施設、又は各区子育て支援課にて配布・受付をします。申込締切日までに、必要書類をそろえて提出してください。

※市外からの申込み・市外施設への申込みは、P5「5 市外からの申込み・市外施設への申込みについて」もご覧ください。

### (1) 令和3年4月の入園

#### ①一次選考申込み

受付期間	<u>令和2年10月1日（木）～11月2日（月）</u>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>面接の日程調整を行うため、できるだけ<u>10月15日（木）</u>までに提出をお願いします。</li> <li>11月中旬～12月上旬に、第一希望の園において面接を実施します。</li> <li>希望する園を変更する場合など、申込内容に変更がある場合は、<u>11月30日（月）</u>までに変更届の提出をお願いします。</li> <li>上記受付期間後も申込み（二次選考申込み）はできますが、各園の状況によっては、一次選考で定員枠に達する場合があります。</li> </ul>
結果通知等の発送時期	<u>令和3年1月上旬～中旬ごろ通知予定</u>

## ②二次選考申込み

一次選考申込者を対象に選考（利用調整）を行った結果、定員に満たなかった場合や内定者の辞退で空きができた場合などに、二次選考（利用調整）を行います。

受付期間	<u>令和2年11月4日（水）～令和3年2月5日（金）</u>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二次選考は、上記受付期間に申込みをした方、及び一次選考で「入所保留」となった方を対象に行います。</li> <li>・上記受付期間に申込みをした方の面接は、令和3年2月中旬ごろまでに、第一希望の園において実施します。</li> <li>・希望する園を変更する場合など、申込内容に変更がある場合は、<u>2月5日（金）</u>までに変更届の提出をお願いします。</li> </ul> <p>※各園の一次選考後の空き枠は、1月上旬～中旬に市ホームページに掲載する予定です。</p>
結果通知等の発送時期	<u>令和3年2月下旬ごろ通知予定</u>

## ③結果等の通知について

○入園が決定した方には、上記の各発送時期に「利用調整結果（利用施設等決定）通知書」を郵送します。通知書には入園説明会の案内を同封しますので、日程等についてご確認ください。

○一次選考で保留となった方は自動的に二次選考の対象となりますが、二次選考終了時点で園が決まらなかった（保留となった）方には、2月下旬ごろ「利用調整結果（利用施設等保留）通知書」を郵送します。

○4月申込みで入所保留となった方は、引き続き令和3年度内（5月以降）は選考の対象となります。

## (2) 令和3年5月～令和4年3月の入園

毎月の申込み締切日は下表のとおりです。

入園月	締切日	入園月	締切日	入園月	締切日
5月	4月5日（月）	9月	8月5日（木）	令和4年1月	12月6日（月）
6月	5月6日（木）	10月	9月6日（月）	令和4年2月	1月5日（水）
7月	6月7日（月）	11月	10月5日（火）	令和4年3月	2月7日（月）
8月	7月5日（月）	12月	11月5日（金）	※2～3月は、原則として翌年度4月の入園内定者から決定します。	

※利用開始日は、毎月1日からとなります

## (3) 申込みにあたっての注意点

### ①育児休業明けの利用申込みについて

○育児休業中は、新規の申込みができません。

○育児休業から復職する場合は、復職する月の前月を入園希望月とすることができます。

○入園後、「復職証明書」（市様式）又は就労開始が確認できるものを提出していただきます。

※当初の復職月に復帰しなかったときは、退園していただく場合があります。

### ②その他

○こども園等の利用時間や保育内容等は、各々異なります。ご希望の施設への直接問合せ・見学等を行い、あらかじめ詳細をご確認ください。

○申込みは令和4年3月利用開始分まで有効です。月ごと改めて申込みをする必要はありません。

○新たに就職する場合は、就労開始月の前月を入園希望月とすることができます。

○食物アレルギーへの対応が必要なお子さんについては、事前に各園にご相談ください。

#### (4) 集団生活するうえで配慮が必要な児童の保育について

- 令和3年4月1日現在3歳以上で、集団保育が可能であり、障がいや、発達に気になるところがある等の理由で、安全な保育をするために特別な配慮が必要なお子さんは、市立認定こども園で令和2年10月1日(木)～10月15日(木)に申込みを受け付けます(入園は令和3年4月～)。
- 事前に体験保育及び面接の実施などが必要となりますので、詳細については、各市立認定こども園、又は各区子育て支援課入園係までお早めにご相談ください。
- 令和3年4月1日現在2歳以下のお子さんは、お子さんの成長の状況や希望園の保育士配置状況等により入園が保留となる場合がありますので、あらかじめ希望園、又は各区子育て支援課までご相談ください。
- 私立の園については、各園にお問い合わせください。

### 4 申込みに必要な書類について (市内にお住まいの方)

次の書類を第一希望の施設、又は各区子育て支援課に提出してください。

#### (1) 全ての方に提出していただく書類 (書類は各施設、各区子育て支援課にあります。)

	必要書類	備考
1	教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書(2・3号用)	保育を必要とする事由の認定申請と、施設の利用申込みが一体になった様式(児童1名につき1枚必要)です。
2	児童世帯状況調査票(利用申込書別紙)	きょうだいで申込みの場合、下の子にはコピーを添付してください。
3	個人番号(マイナンバー)申告書	申告書を専用封筒に封入し提出してください。 ※市外在住で申込みをされる方は、転入後に提出してください。
4	「保育を必要とする事由」を証明する書類(下表参照)	<ul style="list-style-type: none"> <li>提出していただく方は、お子さんの保護者(父母等)です。</li> <li>きょうだいで申込みの場合、下の子にはコピーを添付してください。</li> </ul>



4 「保育を必要とする事由」証明	事由	必要書類 (就労証明書と申立書兼誓約書は市指定書式)
	●就労	就労証明書 ※1
	●妊娠・出産	申立書兼誓約書 + 母子健康手帳のコピー(表紙と分娩予定日の記載があるページ)
	●疾病・障がい	申立書兼誓約書 + 医師の診断書※2(申立書兼誓約書の診断書欄への記載でも可) ※障害者手帳等が交付されている方は医師の診断書は不要です。
	●介護・看護	申立書兼誓約書 + 医師の診断書※2やケアプランのコピー等
	●災害復旧	罹災証明書
	●求職活動	申立書兼誓約書 + 原則としてハローワーク登録証等のコピー等
	●就学・職業訓練	申立書兼誓約書 + 在学証明書や時間割表等の在籍期間及び受講時間がわかるもの

※1 就労証明書は、令和2年9月17日以降かつ申込日から3か月以内の証明日のものを提出してください。

※2 提出日の3か月以内に発行された診断書を添付してください。

#### (2) 該当する方のみ提出していただく書類

対象月(入園希望月や、入園後の保育料・給食費算定月)と住所要件により必要となる書類

対象月	提出が必要な方の住所要件※1	必要書類※2	
令和3年4月から 8月まで	令和2年1月1日現在 住所が国外の場合	こども園等利用者 負担額所得申告書 (市指定書式)	所得申告書の金額(令和元年中の収入) が確認できる資料
			所得申告書の金額(令和2年中の収入) が確認できる資料
令和3年9月から 令和4年3月まで	令和3年1月1日現在 住所が国外の場合		

※1 日本国内で市町村民税が課税されている場合は上記書類の提出は必要ありません。

※2 新規入園の場合は、入園する月の前月20日までに提出してください。

入園後における必要書類の提出時期は、別途、園を通じてご案内いたします。

## 5 市外からの申込み、市外施設への申込みについて

静岡市外に住み 2～3 ページに記載の申込締切日までに転入手続きを行わない方、また静岡市内にお住まいで市外の施設の利用を希望し、その市区町村の申込締切日までにその市区町村への転入手続きを行わない方は、次のとおり手続きをお願いします。希望できる期間は、令和 4 年 3 月 31 日以前の希望日までです。

### (1) 静岡市外にお住まいで、静岡市内のこども園等を希望される方

申 込 書 提 出 先	お住まいの市区町村	・提出方法は事前にお住まいの市区町村保育担当課にご確認ください。
締 切	2～3 ページに記載のとおり ※各申込締切日は、静岡市の各区子育て支援課入園係必着です。	・申込締切日までに書類が静岡市の各区子育て支援課入園係へ届くように、 <u>最低でも 1 週間から 10 日ほど余裕をもって、お住まいの市区町村保育担当課にお申込みください。</u>
必要書類	教育・保育給付認定、施設利用 申込に必要な書類一式	・お住まいの市区町村の様式を使用してください。ただし、場合により追加で書類の提出を求められることがあります。
	児童世帯状況調査票	・静岡市の様式を使用してください（静岡市ホームページからダウンロードできます）。
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転入予定の方は、施設利用開始月の前月末までに必ず静岡市への転入手続きを行い、各区子育て支援課入園係の窓口で改めて認定申請、利用申込みをしてください。その際にマイナンバー申告書の提出もお願いします。手続未完了の場合、施設の利用を取り消すことがあります。また、市民税が未申告の方（収入がない方も含む）は、あらかじめお住まいの市区町村で市民税の申告をしておいてください。</li> <li>・入園は静岡市民優先となりますので、転入予定のない方は受入が困難な場合があります。</li> </ul>	

### (2) 静岡市内にお住まいで、静岡市外のこども園等を希望される方

静岡市に在住で市外のこども園等を希望する方は、事前にご自身で利用希望先の市区町村の申込締切日や必要書類などを確認してください。

申 込 書 提 出 先	静岡市の各区子育て支援課入園係	・郵送での受付はできません。直接窓口でお申込みください。
締 切	利用希望先の市区町村の保育担当課にご確認ください。	・静岡市を通しての申込みとなりますので、利用希望先の市区町村の申込締切日から <u>最低でも 1 週間から 10 日ほど余裕をもって提出してください。</u>
必要書類	教育・保育給付認定、施設利用申込書類	・静岡市の様式を使用してください。（P4 の 4(1) 表参照）
	その他利用希望先の市区町村が求める書類	・利用希望先の市区町村にご確認ください。

## 6 入園候補者の内定の方法について

市の各福祉事務所において、各園の受入可能人数を確認し、その施設を希望している人のうち「静岡市保育利用調整基準」に照らして指数（優先度）が高い人から入園候補者として内定します。

（申込み～入園までの全体の流れは、8 ページをご覧ください。）

保育利用調整基準  
（指数表）は  
市ホームページに  
掲載しています。

### < 保育利用調整基準とは… >

- ① 保育の利用の申込みをした保護者それぞれの「保育を必要とする事由」に該当する項目の指数を算定し、「調整項目」に該当がある場合は保護者の指数を合計したものに加算又は減算し、指数を算定します。
  - ② 指数の高い児童から、その希望する園順に入園できるかを検討していきます。受入可能人数上限に達していない等により受入可能と認められれば、入園候補者として内定します。  
指数が同点の場合は、利用希望順位、保護者の指数、保護者の勤務状況や祖父母の居住地等を総合的に考慮し、優先度が高いと判断される方から入園候補者として内定します。既にきょうだいが利用している園と同一の園を希望する児童は、他の同指数の申込者が希望園のいずれかに内定できる場合、優先的に候補者として内定します。
- 希望する園や内定した園において面接等を行い、安全な保育ができるかどうかを判断したうえで、最終的に市の各福祉事務所が入園を決定します。お子さんの成長状況や保育士の配置状況により、安全な保育ができないと判断した場合、入園が保留になる場合があります。

## 7 利用者負担額(保育料)について

### (1) 決定方法

3～5歳(クラス年齢)の児童、及び市民税非課税世帯の0～2歳(クラス年齢)の児童の利用者負担額は、令和元年10月から無償化の対象です(給食費、教材費等は無償化の対象外です)。

・上記以外の児童の利用者負担額は、お子さんの認定区分(※1)や保育の必要量、世帯の市民税所得割額(※2)等に応じた段階的な料金設定になります。原則として父母等の市民税額を算定の基礎とします。

※1 年齢が満3歳に到達したことに伴い、認定区分が3号から2号に切替わった場合でも、その年度中は3号認定の利用者負担額を適用します。

※2 政令指定都市では、平成30年度分の個人市民税(平成29年分の所得に対して課される個人住民税)から、所得に応じて課される所得割の市民税率が6%から8%に変更されましたが、保育料は旧税率(6%)を用いて算定します。

・同じ認定区分、保育必要量で同じ所得割階層であれば、施設の種別(市立、私立、こども園、保育園、小規模保育事業施設等)を問わず、同じ利用者負担額になります(園によっては、別途、行事参加費などの実費や平均的な水準を超えた施設整備のための上乗せ料金が求められる場合があります)。

・祖父母がお子さんやその父母を税法上の扶養親族にしている場合や、父母にほとんど収入が無い場合は、お子さんと同居する祖父母等(※3)のいずれか収入額が高い方の市民税額を合算して算定します。

※3 祖父母のほか、曾祖父母や兄弟姉妹(18歳未満の未就業の者を除く)、又は家庭裁判所が特別の事情があるとして扶養の義務を負わせた三親等内の親族(叔父叔母等)が該当します。

・利用者負担額は毎年9月に見直しを行います(8月までは令和2年度の市民税額、9月～3月は令和3年度の市民税額をもとに決定します)。

・市民税が未申告の場合、利用者負担額は最高階層(D16)となる場合があります。収入のない方も、必ず市民税の申告をしてください。

### (2) きょうだい児多子軽減について

就学前のお子さんのうち、認定こども園、保育園、幼稚園等をきょうだいで利用する場合、上のお子さんから順に、2人目以降のお子さんの利用者負担額を軽減します(第2子を半額、第3子以降を無料)。

また、利用者負担額表における、B階層、C階層、D1からD4階層まで(詳細は利用者負担額表を参照)の世帯については、上のお子さんの年齢制限を撤廃してきょうだい順を数え、算定します。

### (3) その他軽減措置について

利用者負担額表における、B階層、C階層、D1からD4階層までの世帯については、以下の場合、申し出の翌月から利用者負担額を軽減します。

○保護者、申込児童、同居する人が身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの場合

○ひとり親家庭の場合(離婚協議・調停中の別居は対象外です)

### (4) 婚姻歴のないひとり親家庭の利用料の軽減(寡婦(夫)控除のみなし適用)について

ひとり親家庭であり、なおかつ婚姻歴がない場合、「寡婦(夫)控除のみなし適用」の申込みをすることで、利用料(保育料)が軽減される場合があります(適用された結果、軽減されない場合もあります)。

適用を受けるには、別途申込みが必要ですので、詳しくは各区子育て支援課までお問合せください。

### (5) 支払方法について

○公立の認定こども園、待機児童園、私立の保育園

- ・原則、口座振替で静岡市が徴収します。
- ・振替日は毎月の月末となりますが、その日が金融機関の非営業日の場合は翌営業日となります。

○私立の認定こども園、小規模保育施設、事業所内保育施設

- ・直接施設への支払いとなります。支払時期や方法については、各施設へお問合せください。

★利用者負担額表や、市民税所得割額等の見方などについては、市ホームページに掲載しています



## 8 申込後に届出(書類の提出)が必要なとき

入園申込後、次の(1)～(10)に該当するようになったときは、各区子育て支援課に連絡のうえ、下表にある書類の提出をお願いします。なお、入園後においても認定証には有効期間がありますので、継続利用(在園)を希望される場合は、早めの手続きをお願いします。

(1) 支給認定証に記載されている「保育を必要とする事由」や「認定期間」が変わったとき

例：求職活動→就労 / 就労→妊娠・出産 / 介護→就労 / 育児休業を延長する

※お子さんの年齢が満3歳になると、認定区分が3号から2号へ変更となりますが、この場合は、市で変更の処理を行い、変更後の認定証を発行しますので、手続きの必要はありません。

(2) 住所が変わったとき ※静岡市から転出した場合、有効期間内でも認定証は無効になります。

(3) 入園するお子さんのご家庭の状況に変更があったとき(婚姻・離婚・弟妹の出生・祖父母の同別居等家族の増減等)

(4) 就労先、勤務時間、就労の状況が変わったとき

(5) 就労予定で就労証明書を提出した方が就労を開始したとき

(6) 育児休業取得中に申込書を提出した方が復職したとき

(7) 育児休業取得中に申込書を提出した方が復職日を変更したとき

※復職月を変更するときは、利用申込み開始月や支給認定が変更となる場合があります。

(8) 入園、又は転園希望する施設を変更、追加又は削除したいとき

(9) 家庭内での保育が可能になった場合やその他の理由で申込みを取り下げるとき

(10) 新たに同居することになった家族が身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保

健福祉手帳のいずれかを取得している、もしくは同居家族が新たに取得・喪失・更新したとき



### ●変更事項一覧

変更内容		必要書類	
住所	静岡市内で転居	記載事項変更届(以下「変更届」)	
	静岡市外へ転居	退園届 + 支給認定証 ※転出後も園を利用する場合は子育て支援課へお問合せください。	
保護者の連絡先変更		変更届	
氏名変更	子ども又は保護者	変更届	
家族構成の変更	保護者の婚姻(事実婚を含む)	変更届 + 支給認定証 + 結婚(同居)した配偶者等の就労証明書等 + 配偶者等の同意書 + 配偶者等の別居祖父母の状況 + マイナンバー申告書	
	保護者の離婚	変更届 + 支給認定証	
	祖父母等との同居	変更届 + 同意書 ※詳しくは子育て支援課へお問い合わせください。	
	同居家族の障害者手帳の取得・更新・喪失	変更届 + 手帳の写し(対象者の住民票が静岡市に無い場合)	
	上記以外の変更(出生、別居、死亡等)	変更届	
事由	就 労	就労する・自営業を開業する	変更届 + 支給認定証 + 新しい勤務先の就労証明書
	育児休業	育休を取得する	変更届 + 支給認定証 + 就労証明書(復帰予定日が記載されたもの)
		育休明けで復職する	変更届 + 支給認定証 + 就労証明書(復帰後) or 復帰証明書(復帰後) or 給与明細のコピー等
	妊娠・出産		変更届 + 支給認定証 + 申立書兼誓約書(以下「申立書」) + 母子手帳の写し(表紙と分娩予定日の記載があるページ)
	疾病・障がい	病気になった	変更届 + 支給認定証 + 申立書 + 医師の診断書(申立書の診断書欄への記載でも可)
		障害者手帳等を交付された	変更届 + 支給認定証 + 申立書
	介護・看護		変更届 + 支給認定証 + 申立書 + 医師の診断書又はケアプラン写し等
	求職活動		変更届 + 支給認定証 + 申立書 + ハローワーク登録証等の写し
	震災・風水害等の災害の復旧にあたる		変更届 + 支給認定証 + 罹災証明書
就学・職業訓練		変更届 + 支給認定証 + 申立書 + 在学証明書・時間割表等の写し	
保育必要量変更(標準 ↔ 短時間)		変更届 + 支給認定証 + 就労証明書等	
雇用期間、育休期間等の変更に伴う認定期間変更		※詳しくは子育て支援課までお問い合わせください。	



# 入園申込みの流れ



あらかじめ希望する園への問合せや見学等を行い、開園時間等の条件、送迎が可能か等を確認してください。

## 認定申請・利用申込み

締切日までに、入園を希望する第一希望の施設、又は各区子育て支援課に教育・保育給付認定の申請と施設利用の申込みを行います。  
(申込書類等は各施設、各区子育て支援課にあります。)

○申請方法は、「2 教育・保育給付認定について」(P2)「3 入園の申込みについて」(P2~P4)、「4 申込みに必要な書類について」(P4)をご覧ください。  
○締切日は「3 入園の申込みについて」(P2~P4)をご覧ください。



## 教育・保育 給付認定 (2号・3号)

各区子育て支援課から支給認定証を後日郵送します。  
※入園の決定ではありません。



## 入園にかかる利用調整会議

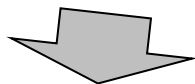
申請者の希望や就労状況、施設の受入状況などにより、入園者の選考を行います。  
※「静岡市利用調整基準」(市ホームページに掲載)に基づき、指数(優先度)の高い人から入園候補者として内定します。

- 令和3年4月入園  
令和2年12月上旬より実施予定
- 令和3年5月以降の入園  
入園希望月の前月中旬に実施

★各園でお子さんの様子を確認したうえで、最終的に市の各福祉事務所が入園を決定します。  
お子さんの成長状況や保育士の配置状況等により、入園が保留となる場合があります。

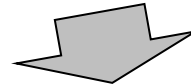
## 面接

- 令和3年4月入園  
11月中旬より、各園で面接を実施します。面接日時は、後日郵送等でお知らせします(原則第一希望の園で面接を行います)。
- 令和3年5月以降の入園  
毎月の利用調整会議で内定した園において面接を行います。



## 利用施設決定の場合

- 令和3年4月入園  
入所決定通知をお送りします。なお、利用者負担額決定通知は4月中旬に園経由でお渡しします。
  - 令和3年5月以降の入園
    - ・利用調整会議の結果、入園候補者として内定した場合のみ、入園月の前月20日頃に電話等にて利用調整結果をお知らせします。
- ※内定した園で面接をしたうえで入園決定となります。成長状況や保育士の配置状況等により、入園が保留となる場合があります。
- ・入園前に入園に向けた説明会を行います。園と日程を調整したうえで、認定証を持ってお子さんと一緒にお出かけください。
  - ・入所決定通知書は、入園月の20日頃、利用者負担額決定通知書とともに園経由でお渡しします。



## 利用施設保留(不承諾)の場合

- ・ご希望の施設への入園が決まらなかった場合には、「利用調整結果(利用施設等保留)通知書」をお送りします(申込み初回の月のみ)。
- ・希望した施設の利用希望申込者として登録され、翌月以降も引き続き利用調整の対象となります(申込書は令和4年3月まで有効)。
- ・翌月以降は入園できる可能性がある場合のみ、ご連絡します。
- ・入所保留となり認可外保育施設等を利用する場合、原則無償化給付を受けるための認定を別途申請する必要はありません。
- ・申込みを取り下げの場合は、各区子育て支援課へご連絡ください。

※「利用調整結果(利用施設等保留)通知書」は利用施設保留(不承諾)となった初回のみ発送します。翌月以降も利用施設保留(不承諾)となり、入所できなかった旨を証明する書類を希望する場合は、各区子育て支援課にご相談ください。



## 入 園

入園は各月1日からとなります。